

(2) 連合請負ニシテ賞ヒタイコト  
 (3) 組合ヲ認メラ賞ヒタイコト  
 右三項ヲ決定シ九月十日作業終了後口頭ヲ以テ之ヲ嘆願シタルニ因ル

六 経 過

(1) 九月十日午後七時頃職工清水利男以下三名ハ工場内ニ於テ鈴木工場監督ト會見前記三項目ニ關シ口頭嘆願ヲ為シタルニ

第一項ハ希望通り行ヒ難シ第二項ハ時期尚早第三項ハ組合ノ善悪ハ判ラヌガ五人ナリ十人ナリ加盟セヌ者ノアルコトハ統制上困難ナル者夫々回答シ更ニ翌十一日夜及十三日晝ノ兩回ニ亘リ双方交渉シタルモ解決スルニ至ラザリシガ所轄品川署ニアリテハ重大ナル時局ニ鑑ミ九月十五日午後四時勞資双方ヨリ署ニ招致シ之ガ斡施ニ努メタル結果午後六時五分別記覚書ヲ交換内滿解決セリ  
 右及申(通)報候也

別 記

覚 書

今般井上製作所對後業員ノ間ニ惹起セル待遇改善及總同盟加盟問題ハ時局ヲ考慮シ品川警察署ノ斡施ニ依リ左記條件ヲ以テ内滿解決ニ付此處ニ覺書ニ通テ作製シ各當事者之ヲ保持スルモノトス

- 一 現行ノ歩 手當ヲ徹底シ本給ニ纏入レルコト歩ヲ精タイ者ニハ成績ヲ考慮シ本給ニ加給スルコト
  - 一 本給ハ昭和十二年十月ヨリ施行ノコト
  - 一 連合請負制度ニ就テハ協議ノ上便法アリト認メタルトモ實施スルコトニ從業員ニ於テ時局終結ヲ見ル迄組合又ハ組合員タルコトヲ表示セス誠實作業ニ努力スルコトヲ誓ヒ再ヒ本問題ヲ繰返サハルコト
  - 昭和十二年九月十五日
- 井上製作所主 井上政良 (印)  
 工場監督 鈴木喜一 (印)  
 後業員代表 松本精利 (印)  
 五人